

## 秋田県農林水産部における公的研究費の管理・監査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、秋田県農林水産部が所管する公設試験研究機関（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、林業研究研修センター）（以下「公設試」という。）における公的研究費の適正な管理と監査体制を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は次の各号のとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省並びにそれらが所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 「研究員」とは、公設試の職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (3) 「事務職員」とは、公設試の職員のうち、事務に従事している者をいう。
- (4) 「不正」とは、実態と異なる謝金又は賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求など、関係法令や県の関係規程及び公的研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）の定めに違反して公的研究費を使用することをいう。
- (5) 「通報」とは、公設試内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出及び相談をいう。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いをするものとする。
- (6) 「競争的資金」とは、配分機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。
- (7) 「業者」とは、公的研究費の執行にあたり、契約の相手方となるべき者をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 各公設試に、各公設試全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、各公設試の長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第4条 各公設試に、公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、各公設試の総務管理室長又は総務企画室長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、公的研究費の不正防止並びに運営・管理のため、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる研究員及び事務職員（以

下「研究員及び事務職員」という。)に対するコンプライアンス教育を企画し、受講状況を管理監督するとともに次条に規定するコンプライアンス推進責任者に必要な指示を行う。

- (3) 研究員及び事務職員が、適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等の状況を把握し、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各公設試に、統括管理責任者を補佐し、研究員及び事務職員に対するコンプライアンス教育を実施するコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が指名するものとする。ただし、統括管理責任者自らがコンプライアンス教育を実施する場合は、この限りでない。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究員及び事務職員に対しコンプライアンス教育を実施し、その結果を統括管理責任者に報告するものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第6条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費の受け入れ及び使用に関する事務を総務管理室総務班又は総務企画室総務企画班に処理させるものとする。

- 2 公的研究費の事務処理手続きについては、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田県条例第63号）等（以下「財務規則等」という。）の定めに準拠するものとする。
- 3 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して統一的な理解を図るため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 公設試における公的研究費の事務処理及び不正防止に係る取組について、各部門で取扱いに差違が生じないように、機関全体の観点からモニタリングを行うこと。
  - (2) 研究員と事務職員との役割分担を含む事務分掌について、公設試内の合意形成を図るとともに、事務遂行の実態との間に乖離が生じないように、適切な措置を講ずること。
- 4 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理手続きについては、財務規則等を準用することを研究員及び事務職員に対して周知し、効率的かつ適正な執行に努めるものとする。
- 5 研究員は、常に予算の執行状況を把握し、研究を推進しなければならない。

(業者に提出を求める誓約書について)

第7条 最高管理責任者は、次の各号に掲げるものと取引する場合を除き、毎年度最初の取引の際に、別紙様式第2号の誓約書を業者に提出させなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人、公益財団法人、公益社団法人
- (3) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の公共的団体
- (4) 電気事業者、ガス事業者、水道事業者、電気通信事業者
- (5) 日本郵便株式会社及び運送業者
- (6) 弁護士・特許・税理士事務所等

(7) 商取引の相手方ではない個人

- 2 最高管理責任者は、前項各号に掲げるものと取引する場合のほか、次の各号に掲げる発注をするときは、誓約書の提出を求めないことができる。
  - (1) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱に係る物品供給業者等登録名簿に登録されている業者に対し、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造を発注するとき。
  - (2) 秋田県建設工事入札制度実施要綱に係る建設業者等級格付名簿に登録されている業者に対し、同要綱別表2に掲げる業務を発注するとき。
  - (3) 庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格等取扱要領に係る庁舎維持管理業者登録名簿に登録されている業者に対し、同要領別表1に掲げる業務を発注するとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、取引実績やリスク要因、実効性等を勘案し、特段の必要が認められるときは、業者に対して誓約書の提出を求め、または誓約書の提出を求めないことができる。
- 4 第11条第2項及び第12条第3項の調査により、公的研究費の不正使用に関与したことが明らかとなった業者は、秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱及び秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準の規定を準用し、取引を停止する。

(行動規範等)

第8条 研究員及び事務職員は、公的研究費の源泉が国民の税金であり、公設試の責任において管理するものであることを十分に認識し、次に定める行動規範を遵守しなければならない。

- (1) 研究員は、配分機関が定める研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン等の趣旨を理解し、研究の推進に当たっては、これらの定めに従い公的研究費の適正な使用に努めなければならない。
- (2) 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識の下で公的研究費を管理しなければならない。
- (3) 研究員及び事務職員は、公的研究費の事務処理に関する権限と責任について理解を共有し、この規程及び関係法令等に基づき、職務権限に応じた明確な決裁手続き等を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、研修、指導等のコンプライアンス教育を通じて、前項の行動規範等を周知徹底し、関係者の意識向上に努めるとともに、研究員及び事務職員の受講状況及び理解度について把握しなければならない。

3 最高管理責任者は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、受講の機会等に研究員から別記様式第1号の誓約書の提出を求めるものとする。

(不正防止計画)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正使用について、その疑いも含めて、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、不正を発生させる要因を把握したうえで、

これらの要因に対応した不正防止計画を策定するものとする。

- 2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき、研究員及び事務職員に対し、不正の防止に係る啓発等を実施するものとする。

(通報窓口)

第10条 公的研究費の不正に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 各公設試に対する通報窓口は、総務管理室又は総務企画室に設置するものとする。
- (2) 県に対する通報は、秋田県公益通報受付窓口（総務部総務課）とし、「職員等からの通報処理に関する要綱」により取り扱うものとする。

- 2 公的研究費の不正に関して疑いがあると思料する者は、封書、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談等により通報窓口に通報するものとする。
- 3 前項の規定による通報は、原則として、当該通報を行った者の氏名、連絡先、不正行為を行ったとする職員の氏名又は研究グループ等の名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されなければならない。
- 4 総務管理室又は総務企画室職員は、通報を受け付けたときは、速やかに当該通報の内容を統括管理責任者を經由し、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、通報の内容が、不正が行われようとしている、または不正行為を求められている等であるときは、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 前項ただし書きによる報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。この場合において、最高管理責任者は、あらかじめ、指名する職員に事実関係の調査を命ずることができる。
- 6 最高管理責任者は、通報者の保護を徹底するとともに被通報者を誹謗中傷等から保護する方策を講じなければならない。

(不正に係る調査及び措置)

第11条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受けたときは、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び秋田県農林水産部農林政策課研究推進班（以下「配分機関等」という。）に報告するものとする。この場合において、最高管理責任者は、あらかじめ、指名する職員に事実関係の調査を命ずることができる。

- 2 前項の調査の結果、不正の疑いが存在すると思料されるときは、不正調査を実施することとし、公的研究費調査会（以下「調査会」という。）を設置するものとする。なお、不正の疑いが存在しないと決定した場合は、理由を付して通報者に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査会の設置に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議するものとする。
- 4 調査会は、統括管理責任者を代表者とし、最高管理責任者が指名する職員若干名に加え、当該機関に属さない第三者（弁護士・公認会計士等）の会員（以下「第三者会員」という。）をもって構成する。調査会が必要と認めるときは、他の者の出席を求

め、意見を聞くことができるものとする。

- 5 第三者会員は、当該機関、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者の中から、最高管理責任者が選任するものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査会を設置したときは、調査会員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知しなければならない。
- 7 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査会員に関する異議を申し立てることができる。
- 8 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る会員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 9 調査会は、調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。
- 10 調査会は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- 11 調査会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。
- 12 調査会は、前項の調査をするにあたり、調査対象者及び関係者から事情聴取等公正な調査を実施し、不正の有無を認定するものとし、認定後は速やかに最高管理責任者へ文書で報告するものとする。
- 13 調査会は、不正がなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 14 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 15 最高管理責任者は、不正と認定した調査結果については、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により知事に報告するものとする。
- 16 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。
- 17 最高管理責任者は、配分機関から要求があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第12条 不正と認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階

で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の定めに従って、不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は、調査会が行い、再調査を行う旨の決定あるいは、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した旨を、直ちに最高管理責任者に報告し、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。ただし、その不服申立てを却下すべきものと決定した場合において、その申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとし、併せて、配分機関等に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 再調査の実施に当たり、最高管理責任者が必要と認める場合は、会員の交代若しくは追加をすることができる。
- 6 前項に定める会員の交代若しくは追加は、前条第4項及び第5項の定めに従って行うものとする。

#### (再調査)

第13条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合において、調査会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査会は、再調査を行わないことができる。その場合において、調査会は、直ちに最高管理責任者に報告し、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査会は、再調査を開始した場合において、その開始の日から起算して50日以内に、再調査の結果を決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者に通知し、併せて、配分機関等に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第11条第13項または本条第2項及び第3項の報告により、不正行為があったものと認定または通報が悪意に基づくものと認定した調査結果については、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により知事に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告により処分が課されたときは、配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

#### (内部監査)

第14条 内部監査は、最高管理責任者が指名する者が実施するものとする。

- 2 内部監査では、毎年度定期的に、財務規則等に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、事務処理手続きに対するチェックを実施するとともに、その記載内容と実態との乖離が生じていないか等についても検証を行う。その実施に当たっては、公設試の実態に即して不正が発生するリスクを勘案し、リスクアプローチの観点からサンプルを抽出するほか、必要に応じて抜き打ちで監査を実施するなど効果的な運用に努めるものとする。
- 3 内部監査の担当者は、関係職員に対して必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。
- 4 内部監査の担当者は、内部監査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。当該報告の結果、不正の疑いが存在すると思料されるときは、最高管理責任者は、第10条第4項の報告があったものとみなし、不正に係る調査及び措置を講じなければならない。
- 5 第11条の規定は、前項後段の場合において準用する。この場合において、「通報の受付」とあるのは、「内部監査の結果報告の日」と読み替えるものとする。
- 6 最高管理責任者及び内部監査の担当者は、配分機関が実施する調査（書面、面接、現地調査を含む）に協力しなければならない。

（庶務）

第15条 この規程に関する庶務は、農林政策課研究推進班が行うものとする。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年3月14日から施行する。

## 誓約書

私は、下記研究課題にかかわる公的研究費の交付を受けるに当たり、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」並びに「秋田県農林水産部における公的研究費の管理・監査に関する規程」に従い、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守しつつ、交付された研究費を適正に使用することを誓約いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことを理解しています。

（区 分）  研究代表者  研究分担者

（研究費名）  科学研究費補助金  
 学術研究助成基金助成金  
 その他の研究費  
（）

（研究課題名） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

年 月 日

（公設試の所属長） あて

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

（自 署）

## 誓 約 書

弊社（または私）は、「秋田県農林水産部における公的研究費の管理・監査に関する規程」等に従い、公的研究費による物品等の購入依頼等に際しては、貴場（またはセンター）の不正防止対策に係る取組の趣旨を理解し、公正且つ適切な処理を行うことを誓約します。

また、貴場（またはセンター）が実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、弊社（または私）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

万一、貴場（またはセンター）研究者等から不正な要求があった場合は、直ちに通報窓口へ連絡致します。

年 月 日

（公設試の所属長） あて

住 所： \_\_\_\_\_

社名または法人名： \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名： \_\_\_\_\_ ⑩